

不法就労外国人への新たな国際援助実現の方向

Towards the Establishment of International Support for Illegal Immigrants

森 恭子

問題の所在

アジア・中東諸国などからいわゆる単純労働者として日本へ働きにくる「不法就労外国人」はあとをたたない。しかし「不法」という立場ゆえに、日本に生活の場を置いて働いているにもかかわらず、彼らに生活問題が起こった時には、権利として、人間としての生存実現にかかわる社会的サービスは不十分な状態にある。とくに多くの医療機関では、人道的に援助はしたものの、その医療費の捻出に苦慮している現実がある。しかし、日本政府の対応は、彼らを見つけたら強制送還という形ですませ、摘発に全力を注いでいるにすぎない。あるいは、最近「技能実習制度」を創設したものの、後述するように、それが根本的な解決につながるかといえば疑問がある。国際社会の中で日本の役割の遂行が求められている時代に、いつまでも日本国民の生活のみを考える非国際的態度は改めるべきではなからうか。従って、不法就労外国人の問題解決に向けて、早急な援助の方策が望まれる。

しかしながら、この問題は、いわゆる弱者である彼らの切迫した現実問題だけにかかわり、その救済を主とした社会福祉の方法では限界がある。なぜなら、不法就労外国人の問題は、経済的に貧しい国の人々が、富裕な国に出稼ぎに来るという構造の中で生まれた問題であり、ここでは、彼らを送り出す国と受け入れる国の両者の立場が、解決にいたる過程で大きな問題となるからだ。欧米諸国が、かつて大量に移民を受け入れたために、

現在深刻な事態に直面していることから察すれば、受入国の人道的立場からの援助の寛容性は限られていよう。そのため、送出国及び受入国、両者の国民の共倒れが起こらぬよう考慮しながら、長期的かつ建設的な解決の方向が模索されなければならない。そこで、日本国内での彼らの生活問題を解決することも重要なことであるが、ここでは敢えてそれに触れず、もう一步踏み込んで、(Ⅰ) 彼らにとっての「海外出稼ぎ」という生活から生じる問題に目を向け、はたして「海外出稼ぎ」の現状を容認していいのかどうか、(Ⅱ) また、一国の中では、不法就労者として扱われている彼らを、国際社会という枠組みの中で社会福祉的に扱え直した場合どうなるのか、(Ⅲ) そして、その結果、どのような国際的視野にたった中長期的な援助の方向が考えられるのか、すなわち、一国内の社会福祉にとどまらない、すべての人々を対象とした社会福祉の実現へ向けての援助の方向を検討したい。

I 「海外出稼ぎ」から生じる生活問題

「海外出稼ぎ」という「ヒト」の移動はもはや国際社会では当然の流れであるとする人々は、彼らを日本に受け入れることを積極的に支持する。しかし、「海外出稼ぎ」は誰もが積極的に望んだことなのであろうか。また、「海外出稼ぎ」が当然であるような彼らの生活、及び彼らを受け入れた側の国民の生活は、真に幸福な生活といえるのであろうか。

1 送出国の国民の生活問題

まず、海外に出稼ぎに行く人々、すなわち送出国の国民の生活はどうであろうか。以下、(1)経済的安定の幻想と崩壊、(2)家族とのコミュニケーションの困難さ、(3)生活環境の多大な変化、の三点から考えてみたい。

(1) 経済的安定の幻想と崩壊

「ドバイ・シンドローム」(ドバイ症候群)といわれる出稼ぎによって生じる共通の問題がある。これは、中東の出稼ぎ労働者問題から発展したため、出稼ぎ先のドバイという地名をとってこう呼ばれるようになったものであるが、以下のような段階を経る。第一段階—親戚、知人、親、その他から出稼ぎ資金として巨額の借金をして、出稼ぎ者本人が「こんなに巨額の借金を背負って一体自分はどうなるのか」という不安にかられる。第二段階—残された奥さんや家族がとても情緒不安定に陥る。第三段階—帰国後、よそで2～3年も暮らしていると、もう一度もとの社会に適應するのに苦労し、持って帰った巨額のお金はその人の正常な感覚を狂わせるということがある(駒井 1990: 70-71参照)。海外出稼ぎが、お金に不自由しなくなるという幻想を生み、生活のために計画的に行動することを失わせる。ある実態調査報告書¹⁾の中でその徴候を知ることができる。娘を東京に働きに出している家族がいた。娘が月に18万円も送ってくるため、娘の送金だけで十分暮らしているため、彼女の父親はとうとう仕事をやめてしまった。この場合、もしその娘が日本で摘発されたり、あるいは病気などで働けなくなった時のことを考えていないだろう。娘が稼いだお金を使い果たして逆に貧しくなることも懸念されよう。日本のバブル崩壊後の景気後退は、もはや持続した経済的な安定を約束しないことを証明した。合法

的に働いている日系人労働者でさえも、企業は採用や契約更新を手控えている。不法就労者にも当然影響し、あるタイ人のホステスはスナックに客が来なくなったために、ブローカーへの渡航費用の借金を返済できないでいる(朝日新聞 1992. 12. 14～19参照)。日本に来れば仕事もお金も心配ないというのは幻想であり、むしろそのために借金が膨らみ、ますます貧困になる可能性も潜んでいる。日本での不法就労体験をイギリスで出版したフィリピン人のレイ・ベントゥーラは「出稼ぎはフィリピン人の労働道徳をダメにしている。日本に行けば、1日で1カ月分が稼げるとなるとなれば、みんな目の色が変わってしまう。一族みんなが仕送りに頼って働かなくなる²⁾。と、体験者である本人が、海外出稼ぎを嘆いていることは注目されよう。

(2) 家族とのコミュニケーションの困難さ

また、家族が離れた生活基盤をもつということから、家庭崩壊を生み出しやすい環境にあるといえよう。海外出稼ぎの場合、国内の出稼ぎや単身赴任と違って、容易に家族同志が行ったり来たりできない。距離は遠く、国外であるため、手続き等面倒な時間もかかるし、旅費あるいは、電話にしても相当な通信費がかかる。そのため、家族の関係が疎遠になりやすいといえる。先の報告書から、ある家族の家庭崩壊の悲惨な事例を知ることができる。「フィリピン人A氏は、母国に妻子を残して日本に働きにきているが、送金は定期的を送っているわけではない。その理由は、日本で知りあったフィリピンのガールフレンドに多額のお金をつぎ込んでおり、毎週土曜日に彼女の店に行き、酒を飲んで、1日で2万円～2万5千円、月にすれば10万円にもなる。さらに日曜日の昼間にはその女性とデートをし、何万円もする貴金属をプレゼントするからだ。そのため、母国の家族は

送金してもらえない時は、18歳になる長女が売春をすることによって生計をたてているという。さらに、母親は、ボーイフレンドをつくり、父親から送られてくるお金をその人のために使い、本来、返せているはずの借金も今だに残っているという。」(駒井 1991: 22-23参照)

不法である身分を隠し、お金を稼ぐことが目的であるために、日本での生活の楽しみは制限され、レイ・ベントゥーラが言うように、1、2年たつうちに家族とのつながりも薄れ、彼らは、しばしば寂しさをお酒で紛らわすようになる。途上国の場合、社会保障や社会サービスを国が保障するよりは、家族、親戚、地域の連帯保障が濃厚である。そのため、家族の崩壊は、その個人にとってかなりのマイナスとなろう。

(3) 生活環境の多大な変化

さらに、海外の出稼ぎともなると、自分の今まで生きてきた生活環境とはしばしば異なる。衣食住の基本的な生活レベルから、気候、言葉、交通など、多くの点で新しいことに遭遇する。海外旅行でその土地に馴染めず体調を崩す人々が大勢いるように、出稼ぎに来た人々がすぐに適応できるわけではない。まして、彼らは短期間で、できるだけお金を稼ごうと無理やり身体を酷使するので、新しい環境に序々に順応していくゆとりがあるわけではない。また、言語が違うということは、自分の主張を聞いてもらえないなどのストレスを招きやすい。従って、健康面での多大な悪影響がある。

以上のような状況を考えると、自分の生活環境の悪化を手っ取り早く解消する方法は、家族、友人を呼び寄せることであろう。それにより、家族の疎遠が避けられ、同じ言葉、同じ生活パターンを持つ者たちが母国に近い環境を作り上げる。分離から統合、すなわち、家族の統合化—「移民の

鎖」(migratory chain)、及び同一民族で集まろうとするゲッター化という方向へ向かうのは当然であろう。

2 受入国の国民の生活問題

一方、彼らだけではなく、彼らを受け入れる国の国民の生活を考えた場合はどうだろうか。西欧諸国は、1960年代、戦後の本格的な経済拡大期を迎え、深刻な労働力不足により「ローテーション・システム」、すなわち、受入国への定住を目的とせず、短期の就労の後、送出国への環流を前提とした一時的な出稼ぎ労働力の開始を始めた。しかし、1970年代になると、居住した労働者は一定年月を過ごし、労働生活の安定、貯蓄の増加などの目安がつくと、母国には帰らず、母国から配偶者、両親、子どもなど自分の周辺の家族を呼び始めた。人道的見地から家族の入国については受入国は寛大にならざるをえなかったが、そのため移民は急増することになった。だが、近年では、経済の停滞と失業者の増加によって、受入国側のキャパシティに限界が生じ、既存の外国人労働者については、その権利保護、平等をはかるという「事後処理」的な統合化がすすめられる一方で、各国とも、新規の移民・難民等の外国人に対しては厳しく規制を強化している⁹⁾。

受入国の国民の生活問題に焦点を当てると、とくに、雇用への影響、社会保障への影響が懸念される。本国人が失業している中で、外国人が仕事を持っていると、彼らに仕事を横取りされたと感じ、また外国人が失業していれば、それだけ余計な社会的負担があると考えられるだろう。例えば旧西独の場合、常に外国人の失業率がドイツ人の失業率を上回っており、外国人労働者の融合のためにドイツ語の修得、ドイツ文化への適合、教育、福祉問題の解決等の政策に毎年かなりの費用をかけ

ている（小川 23参照）。また、ドイツは他国よりも難民に対する受け入れが寛大で、現在でも17～18万人受け入れているが、児童手当、家賃補助等を含む手厚い社会保障制度が行き届いているので、それを目当てに経済的な偽装難民が増加している。この人たちが政治難民かを審査するには2、3年かかるので、その間収容施設に入れて生活の面倒をみるとなると、非常な財政負担になる。この負担は各州に全部分担されるのであるが、自治体の負担が耐え切れない状況だという（新島 14参照）。ドイツだけではなく、欧州13か国でも、亡命申請者数は急増し、この支援に費やす費用は莫大な数にのぼっている⁹⁾。もちろん外国人労働者の多くは、本国人の就きたがらない職種や労働力不足の地域を補っている。そのような労働力の二重構造の中では、相互補完的な役割を果たすので、本国労働者の賃金を引き下げたり、雇用を奪うことにおいて、それほど深刻にはならない。だが、いつまでも失業の高い底辺の労働力として彼らもとどまっていない。例えば、フランスの場合でも、彼ら自身、失業を防ぐために、自営の転化、熟練工への転化を始めており、職人層及び小規模商工業経営者層に占める外国人の比率は1975年の3.1%から1985年の4.6%にまで上昇した（CW・ドゥ・ヴェンデン 38参照）。また、移住労働者の子弟が父親の職業を下層のものであると拒否する傾向もある。従って、本国人と外国人の雇用の奪い合いへと発展することは容易に予想される。

社会保障についても、アメリカの先駆的な実証研究においては、外国人が福祉国家の「受益者」である以上に「納税者」として重要な役割を示していること、及び福祉需給率（生活保護受給率、社会保険受給率）に関しても、条件（年齢、学歴、英語力、滞在年数、世帯属性、地域等）を一定にして、アメリカ生れの世帯に比べて、すべてが高いわけではなく、むしろ低いほうが多いことを示

すものもあるので⁹⁾、負担以上に義務もきちんと果たしているという反論もあろう。また、移住者は、移住前は失業者であり、抛出もなく失業率を上げ、失業保険の財政が大幅に増加するが、長期的にみると、人口構成が若返り現役労働者が増加するとみれば年金保険制度の維持を保障するのに好都合であるとする考え方もある（宍戸 60参照）。実際、旧東独諸国からのドイツの血を引く移住者であるアウスズィートラー（Aussiedler）⁹⁾は、「明日の年金負担者」として期待されている（佐藤 19参照）。

とはいうものの、かなり長期的にみなければわからないのであって、多くの受け入れ側の国民は、移住者は失業者であり、国家財政を圧迫させる者という短期的な見方しかできない。同じドイツ国民として他の外国人よりも寛大な対応で迎え入れていたアウスズィートラーに関してさえ、最近はやや冷ややかな見方も出てきている。例えば、アウスズィートラーは、住宅緊急必要度が高いため優先的に社会住宅に入居できるのであるが、何年も前から住宅を申し込んでいた在来住民から不満が出ている。ある市長は、アウスズィートラーの流出を減らすように東欧諸国と交渉するよう連邦政府に要請したというように、かなり社会問題化してきている（山本 37-42参照）。受け入れ国民は、生活の不利益を避けるために、「外国人」を「お荷物」的な存在としてとらえてしまう。また、統一で旧東ドイツ国民もそのような「お荷物」とみられることに対して、心理的に非常に不安定な状態にある。フンボルト大学のハンスディーター・シュミット教授は、彼らが「自分はドイツ人だ」という最後のよりどころとし、不安を解消するためにさらに「悪者探し」という形で難民などの外国人を標的にせざるをえないことを指摘する（朝日新聞 1992. 12. 12参照）。

3 送出国の国民と受入国の国民との関係

受入国の不満が爆発するかのごとく、各国で外国人排斥を訴える極右の動きが活発化し、甚だしい暴力行為も多数おこっている。移民に寛容であったアメリカのカリフォルニアでさえ、民主主義的な手段である住民投票によって「不法移民締め出し法」(Proposition 187)が州法として成立した。これは、不法移民とその子どもを公立学校から排除し、緊急医療を除いた社会福祉サービスを停止するものである(日本経済新聞 1994. 11. 5, 14, 19 参照)。自分の生活に余裕がある時は、分配の不公平さはそれほど感じられないし、しかも、ゆとりがあるという強者的な意識から、弱者に対して寛容で、彼らにも人間らしい生活を同じように保障すべきだと主張する。しかし、その逆の場合、しかも自らの負担で彼らの人間らしい生活が保障されているならば考えも一転する。自らの立場を守るためという名目で、「余計なお荷物」を排除しようとする。「外国人」が直接の不満の原因ではなくとも、彼らは格好の標的となる。外国人労働者の中でも世代を越えて受入国のために貢献してきた者もいるであろうが、所詮彼らは帰る場所のある「よそ者」であると解される。外国人が自由競争に敗れたとしても、彼らは母国に帰ればいいが、本国人の場合は、この国以外の生活の拠点はない。そのため、外国人を排斥する方向へすすむことも仕方がない。

他方、外国人のほうは、職場や社会生活では多くの差別を受け、下層労働に従事することが多く、劣悪な労働条件が改善されることなく存続すると、突発的な暴動すらおこしかねない。仕事にありつけなかった外国人は、スラム化し、治安もますます悪くなるだろう。西欧諸国では80年代から外国人労働者が参加する大争議がいくつもおこり、人

間としての尊厳を認めさせることを要求し、とりわけイスラム教や文化的要求に基づく新しいタイプの運動と結びついているという。またインド労働者協会や黒人労働者運動といった彼らだけの独自組織が設立している(スティーブン 12-13参照)。従って、一国の中で緊張関係が生じ、いつ紛争にもなりかねない状態を回避していくには、民族の相互理解を高めるというような人間の成熟度も必要とされるが、同時に、外国人が労働者として、経済的な理由で入ってくることを防ぐことが賢明な手段ではなかろうか。人口が集中することは、利害の対立を生みやすく、とくに、異なる言語、宗教、生活環境を背景にした外国人の場合、それぞれの要求も多様化する。移民を同化しようとすることは大変困難で、移住者は母国の民族的なアイデンティティは捨てることなく、移住先でも独自のコミュニティを形成する。一つの国の中でその要求に答えるのは現実的には限界がある。その点について、フリードリッヒ・フェルステンベルグは、文明化された人間は、自分の生まれ故郷以外でも、そこに住み、あるいは働く場所を自由に選ぶ権利があるとしながらも、一方で、ドイツの社会に入ってくる以上は、その社会のルールに従い、その社会に同化すべきとし、外国人だからといってドイツ社会の中に、独立した彼らの社会、国のようなものをつくることには反対している(フリードリッヒ 35参照)。その国の法律に従うことが現代の民主主義の国家では当然のことであるという彼の主張は、移住者のみならず、受入国側の民族のアイデンティティの尊重という面からも耳を傾けるべきものであろう。

送出国及び受入国の国民にとって、「海外出稼ぎ」が、真に幸福な生活であるとは言えないこと、それどころか、共に、生活問題をひきおこし、今のままでは、両者の関係をますます悪化させる恐れがあることを示してきた。社会制度と個人の関

係の調整だけではなく、個人と個人の関係についても、社会福祉として見逃してはならないことであろう。一方ばかりに気をとられ、他方がいつのまにか疎かにならないよう、平等、公平な分配に絶えず注意を払う必要があるのではないか。「海外出稼ぎ」に依存しなくてすむような生活に向けての援助の方策を考えることこそが社会福祉として取り組む課題である。

II 国際社会の中での不法就労外国人とは —不法就労外国人の位置づけの見直し

その前提として、いわゆる「不法就労外国人」と蔑まれる彼らを国際社会全体の問題として認識することが重要である。日本の国内法の枠組みからみれば、彼らは文字どおり「不法」に働いている人々である以上、日本政府の保護はほとんどなく、いわゆる「犯罪者」の立場に近い。しかし、より賃金の高い仕事を求め、それに就くという彼らの行動はきわめてノーマルな行動で、一国内で考えた場合は何も問題はない。しかし、「国」という壁が介在した途端に、それは大問題となる。「主権国家」を頑丈に固守するのであれば、その国のルールは優先され、外部からの進入を国内法でコントロールするというのは、当然のことであろう。長い歴史により、その国は、その国の人々による社会の秩序を形成してきた。外部からの進入は、秩序を乱しかねないし、それによる紛争はもっとも懸念される。今日、民族紛争が至るところで起こっていることを考えれば、「国」という枠組みを取り払うことは、決して容易なことではない。

従って、その国の国民の人権を保障していく責任を負うのは基本的にその国自身であるとされる。そのため、「海外出稼ぎ」が送出国及び受入国の双方にとって良くないとするならば、送出国が責任をもって出稼ぎをさせないようにするというこ

とになりかねない。しかし、不法就労外国人を本国に一方的に送り返すだけで、全てを送出国に任せておくだけでいいのであろうか。私たちは今や一国内だけで生きているというわけではない。私たちの生活圏域はひろがり、国際社会という中で生きている。また、今のような「ヒト」「モノ」「カネ」が自由に移動できる国際社会を築き上げてきたのは、ひとえに急速な技術進歩を遂げた先進諸国に因るところが大きい。不法就労外国人と言えども共通の社会に生きているということは今さら言うまでもなく、今日では人権思想も発達し、国際的な法の枠組みとして、すべての人を対象にした人権中心の法体系も整備されてきている。「世界人権宣言」、「国際人権規約」、最近では、「移住労働者保護条約」をはじめとする様々な国際条約や宣言、あるいは、外国人労働者の保護に先駆的であったILOの118号、143号等の条約等によって、人権に国籍はないということは多くの人の認めるところである。しかし、人権が大切なことは、重々承知しているものの、問題は、そのような人権宣言がどのように具体的に保障されていくのかということである。人権の保障は、引いては、医療、雇用、住宅、教育等の社会的な権利の保障へと展開せざるをえない。そうなると、その具体的な保障は「国家」の役目であり、国家が、社会的、経済的な政策の運営を図って行くことが要求される（広瀬 29参照）。「移住労働者保護条約」も、不法就労外国人の人権保護を唱えつつも、一方で、「主権国家」の域を出ることができないという矛盾した側面ももっていることも指摘されている⁷⁾。結局、こうした国際的な法の枠組みを実際に政策の段階へと発展させると、常に、既存の固定した体制の中で、当時国どうしの問題として片付ようとする傾向がある。そのため、不法就労外国人は単なる「お荷物」としての狭い意味で限定され、近視眼的な対応ですまされてしまう。

例えば、彼らに対して、しばしば「経済難民」という言葉が使用される。これについての定義の国際的な定説はないが、経済的原因による難民問題が浮上し、経済的原因と政治的原因を明確に区別するために、1979年、UNHCRは難民について統一的な判断基準を作成し、より明確に言葉を規定した。しかし、ここでは、「純然たる経済的な考慮から移動するときは、経済移民であって難民ではない」という、経済的な原因では難民として認めないことが決められたにすぎない。1989年のインドシナ難民国際会議でも、経済難民は保護の対象から除外という態度をとっている。このように、はっきりと区別することによって、援助の対象者としては何の方策もなく、ただ「経済難民」であるならば、本国へ「強制的に帰国」という対応策をとっているにすぎない。一方、ILOは、彼らを「移民労働者」として、他国では不利な立場であることを唱え、援助の必要な対象者として捉え、人間らしい生活を保障していこうとした。彼らを「自己の計算⁹⁾以外に使用される目的をもって、一国から他国へ移住する者」と定義し、(ILO条約第11条)、1919年以来、内外人平等待遇の見地からその人権擁護に努め、各国の国内法や政策改善に寄与してきた。しかしながら、今のところ、受入国内での彼らの保護を要請するという事後処理的な域を越えることができない。

従って、まだまだ大量発生しかねない海外出稼ぎ予備群を含めて、原因そのものを解決していくという対応を要求するような彼らの位置づけが求められる。ここで、彼らが出稼ぎする理由をみることで、彼らがどのように位置づけられるべきであるかわかるだろう。すなわち、海外出稼ぎの主な理由はお金を稼ぐことであるが、それは多くの場合「物質的な豊かさ」を求めているといえよう。反対に先進諸国の人々は、これらの要望が満たされているので出稼ぎに行くことはない。つまり、

彼らの場合は母国では満たされない要望があるため、他国に移り住み、自らの生活基盤をゆるがせながらも、「お金」を媒介としてその要望を充足させようとする。従って、このような彼らを経済的に貧しい国々の「不法就労外国人」あるいは、「移民」というカテゴリーの範囲でとどめるのではなく、広義の意味での「難民」としてみていくべきであろう。つまり、国連で規定されているいわゆる「政治的難民」という枠を越えて、国際的に決められたお金の相場に振り回されるという意味を含めた「困難な状況を背負っている人々」として広く位置づけていく必要がある。すなわち、「不法就労外国人」と一国内で呼ばれている人々は、国際社会の中でみれば、「国際経済の不均衡によって余儀なく先進諸国を転々と翻弄させられている犠牲者、あるいは漂流者」であるといえよう。さらに、出稼ぎに行きたくても行くことができないもっと経済的に貧しい人々も含んで捉えられなければならない。このような捉え方こそ、国際的な社会福祉の視点であり、海外出稼ぎに依存しなくても、彼らが母国である程度の満足を得る生活ができるような方策を要求するものである。この視点は、この問題が単なる送出国だけに限定されない問題であることをすべての人々に認識させる。そして、国際経済の不均衡という点がいつそう注目され、個人に向けて援助するという段階から、既存の国際体制そのものを改善しなければならないという段階へと議論を発展させることができる。

Ⅲ 国際的な援助の方向への視座

そこで、以上のような認識にたった国際的な援助の方向とはどのようなものであるのかを考えてみたい。

まず、ひとつめとして、国際経済の不均衡は正の強行手段として、今日の為替レートを強制的に

変えてしまう方法が考えられる。貨幣価値が全く均等であれば、不法就労外国人にとってメリットはない。わざわざ異郷の地まで、しかも悪い労働条件の下では働きに来ない。しかし、現実には、強制的な変革は、現在の国際経済体制を大幅にゆるがすことになりかねず、また、そこには、各国の複雑な利害が暗躍しており一筋縄にはいかないであろう。これは、筆者の専門及び力量からしても到底手に負えないので、この点については、本論では、適当な解決の方法とは言い難いという程度にのみ止めておく。ただ、一言加えると、かつて丸尾直美も、福祉国家的国の国際競争力と成長を弱める要因をいくつか指摘した中で、福祉国家とは直接関係ない要因の一つとして、国際金融制度の欠点をあげていたが、この問題はきわめて大切な問題と言える⁹⁾。

さて、より現実的に、経済格差を解消していく方法の二つめとして、先進国の国際援助によって、途上国が経済的に自立し、結果的に経済格差を縮小させるやり方がある。日本の大規模な援助活動としてはODAがあるが、これを見直すことにより、有効な方策を導きたいと思う。

1 「人づくり」の統合化

日本のODAは経済インフラストラクチャー（産業基盤）整備に比重を高くおいている。これについて、しばしば批判もなされているが、日本もかつてアメリカを始めとする先進諸国や世界銀行の援助を受けインフラを充実させ、短期的な経済発展を成し遂げたことを考えると、必ずしもそれ自体は悪いことではない。しかし、インフラ効果は、公共的な設備を充実させるという面では貢献しているが、その国民の直接の利益という面、またその国民自身の自助努力の促進という面に関しては結びつきにくいという側面をもっている。すなわち、ひとりひとりが国をつくるという過程

が飛び越され、先進国の高度な技術の産物が自分とは無関係のように直接与えられるにすぎない。

彼らの海外出稼ぎの主な理由¹⁰⁾は、自分の生活が豊かになりたい、そのためにそれを満足させるために仕事を確保したいということである。その生活とは、モノ中心の先進欧米諸国の資本主義経済が生み出した、生活スタイルである。しかし、自国では、望むモノは生産できず、また輸入のために高価になる等、満足を得ることができない。モノを安く買うことができ、買えるのに十分な仕事があれば問題はない。もちろん、お金あるいはモノだけが豊かな指標ではないが、それはなかなか理解されにくい。日本に出稼ぎに来る人が年々増加するのは、彼らが、モノにあふれた社会を求めるからである。従って、それらを彼ら自身の国で作り出すことが重要となろう。しかも、インフラで公共設備だけされているだけでは、自助努力推進といわれても、彼らの意識にはのぼってこない。自助努力というのは、一国の上層部だけが感じるものではなく、また彼らに責任を押し付けるべきものでもない。もっと国民一人一人が「自ら考える」ための自発性を養うことが必要とされる。そこで、資金援助ではなく、技術協力がよりいっそうすすめられるべきである。教育や技術によって、モノをつくる情報を得ることができる。外国からの導入技術をいかに自分の国の状態に適合させて活用するのかということは、経済発展にとっては決定的に重要であり、そのような能力を社会的能力（social capability）と呼ぶ人もいる（小浜 165参照）。この社会的能力の面を高めることが、彼らの主体的な行動につながる。もちろん、いわゆる「技術協力」あるいは「技術移転」という途上国の人々の「人づくり」の重要性は以前から言われており、我が国の「ODA大綱」においても、重点事項の一つとして上げられている。研修員受入れを始めとして、専門家派遣、機材供与、

青年海外協力隊派遣、開発調査等からなる様々な形態をもった技術協力は既に行われている。技術協力に対する実績、及び、JICAの予算は年々増加しており、資金面だけではなく、人材の面でも着実に増加している。確かに量の面では充実の傾向にあるが、問題は質の面である。研修生が必要な知識を身に付け、それを生かせる場が確保され、あるいは、生かせる環境が整備され、その場を主体として拡がりをもった国家建設への発展へと導くことができるか、ということによって、初めて、有効な技術移転が提供できたといえよう。しばしば言われてきている問題点として、例えば、公共設備建設のために、日本の技術者が出向き、いざ何かを始めようとしても、そこで十分に機材が確保されないことがある。そのため日本からそのモノを輸入し、開発をすすめ完成したもの、その後のメンテナンスが現地の人々では知識も機材も不十分なためできないので、再度日本人が日本のモノを使って行うことになる、というのが繰り返されている。結局、いつまでもその国の人々にノウハウが提供されないどころか、それによって途上国の累積債務も増加する。車をつくれる人を送っても、車をつくるために必要な種々の部品が同じレベルでそろってなければ意味がない。

一方、不法就労外国人対策として、1993年4月より開始された「技能実習制度」であるが、こちらも従来からある「技術協力」と同様、国際協力、貢献の一層の推進という観点から、日本の有する技能の移転をより効果的に行うことを目的とするものである¹³⁾。「技能実習制度」は、対象職種を公的な評価制度があるものに係わる職種とし、製造業、建設業を中心としている。また、技能の程度の確認のために技能評価も付け加わることで、段階を追って、確実に身に付けることができるようになってきているものである。こうした意味で、産業構造に直接結び付く人材が数多く養成される点で

は評価されるものであろう。ただし、問題は、知識や技能がうまく身に付いたとしても、この制度は日本で中心に進められるものであるから、その後のアフターケアが重要なポイントとなる¹²⁾つまり、それを生かせる雇用の場が作り出され、確保されなければ意味がない。現在のところ、不法就労外国人が定着しないようにという配慮の下で、帰国促進政策として「帰国担保」で帰国費用と就職支度金として予め積み立てさせておくという、日本側の都合が先行しており、彼らの雇用の場については「研修生の現地での就職に向けた情報提供等の実施についても検討する」という程度に止まっている¹³⁾。もともと、この制度は、労働省の管轄で主として進められているため、日本国内の範囲に限定されてしまう恐れがあることがもっとも憂慮される点である。さらに、どちらかといえば、研修も民間企業に任せ、帰国も民間企業の責任のもとでさせると言う性格が濃いものである。そうになると、せっかく育成された人々は、ばらばらに送出国に返され、うまく活用されないままになる可能性が高い。本来、積極的な「雇用創出」を考えるならば、帰国する段階での協力こそが必要であり、全く送出国の努力のみを当てにすべきではない。また真の「雇用創出」とは、日本国内ではなく、相手国内で「技能実習制度」が行われることであろう。そうでないと相手国で生産のために何が必要であり、何が不十分であるのかがみえてこない。産業分野は連続して発展していくことが重要ではなかろうか。

そして、既存の「技術協力」及び援助政策の中に、「技能実習制度」がうまく位置づけられることが求められる。外務省ではODA、労働省では「技能実習制度」、あるいは、通産省では「技術協力1万人計画」が1995年度から実施するという。いずれも、目的は開発途上国への貢献を掲げているのであるから、お互い協力して進められるべき

であろう。何よりも日本国民の税金が効果的に使われるためにも、統一された機構が望ましい。送出国の注目すべき産業の育成に向けて、産業開発としての協力事業を推進していくことが、効果的な技術移転への第一歩となるであろう。

2 総合的な施策として

「人づくり」が主要な柱になるとともに、全体的な観点から経済開発を眺めることが当然必要になる。例えば、東南アジアのある国の経済政策の最高責任者の一人は、「日本からの経済協力ミッションの人と会うと、ほとんどの人が、ダム発電能力がどうだとか、道路がどうだとかいう個別プロジェクトの話になるので、もっと、自国のマクロ経済がどうであるとか、開発計画の哲学とか、その目標といったような経済全体の話をしてほしい」と言う（小浜 166-167引用）。途上国の人も全体的な計画を求めている。

総合的な計画を作成し、推進するには、統一的なリーダーが必要である。小浜裕久は、テクノクラートという表現をしており、途上国が発展するためには、自国の政治家、テクノクラートが自分のイニシアチブで、自国の長期的経済発展の展望をつくり、開発計画を立案し、長い苦難の道を歩んでいくという強い意思と忍耐力、すなわち「自助努力」が必要不可欠であるという。その際、インドネシアが公式的にはIMFや世界銀行のコンディショナリティを受け付けておらず、自分の責任で大きな構造調整・構造改革を推進できているのは、テクノクラート層の存在に他ならないことを指摘している（小浜 78-79参照）。

しかし、そのようなテクノクラートとして適当な人物をもたない国も当然いる。そのような場合、仮にいないからといって、先進諸国の指導のもとに進められたならば、それは内政干渉、あるいは植民地化となってしまう。日本の援助が要請主義

に基づいているのは、あくまでもその国を尊重し、主権国家の立場を守っているからに他ならない。とは言うものの、途上国が望んでいるのは、日本のような経済発展であり、それは、彼らの誰も経験したことのない経済システムである。当然、先進諸国の誰かの導きがあってしかりであろう。そのため、日本もその点も考慮しており、援助を受ける国との「政策対話」という形で従来から対応してきているが、その国の政策に踏み込むというものではない。小浜は、日本では、具体的にかつきめ細かく相手国の実情や発展段階に合致した政策施行的でかつ体系的な援助をするための情報、研究、分析がきわめて不十分であることを言うとともに、その理由として、これを体系的にコーディネートする場がなくそのような政策施行的な研究ができる専門家の数が限られていることを指摘している（小浜 161参照）。結局、相手の国の全体の様子をよく知らぬまま、部分的に必要と思われる箇所を見つけての合意という「政策対話」にすぎないのではない。

従って、企画・立案のできるリーダー層がない場合、相手国の内政まで深くかかわり、その実状を把握し、計画を立てることにまで協力するしかるべき人物が必要になる。すなわち、先進諸国の中から、経済を主としたいわゆるテクノクラートが必要になる。内政干渉として、基本的に避けられてきたところであるが、後で触れるように、信頼関係のあり方によって、内政干渉とも不干渉とも扱えられるものである。総合的な計画が十分でなければ、いくら末端の専門家を派遣したり、技術者が養成されたところで何も役に立たない。全体的な見通しの中ではじめて、彼らも生かされるのである。従って、リーダー格層の人々を派遣し、彼等とともに、相手国の中で自国の経済開発の企画立案、運営できるようなリーダー格の人を育てることが最終的な目的である。パキスタン、

バングラデシュの不法就労外国人の中には、大卒レベルの人々で、自分にみあう雇用の場がなく、母国の発展のなさを憂い、他国に出て行こうとしている者が大勢いる。このような人たちこそ、将来のリーダーとして育成するために、政府はもちろんのこと、自国の主要基幹となる産業への管理者として登用の道を考えていくべきであろう。海外出稼ぎ流出抑制策の一貫として、総合的な計画の中に組み込まれていいのではあるまいか。

3 受入国の国家間の相互協力の必要性

今までは、日本の国際援助としての二国間援助を中心に考えてきたが、二国間援助にとどまらず、受入国である先進諸国の連携による援助へと敷衍してみたい。なぜなら、実際には同じ送出国に対して日本のみならず、複数の受入国である先進諸国が関与している場合が多いからである。それにより、同じ送出国へ重複した援助がされていることになる。従って、効果的な援助が行われるためには、受入国がばらばらに援助をするのではなく、互いに協調して責任分担していくことが重要な意味をもってくる。

ほぼ同様な意見として、桑原靖夫は不法就労外国人問題の解決策として先進国の国々の総合的な施策の必要性を言う。「先進国が協力してソ連・東欧圏を含む発展途上国内部に十分な計画の下に大規模な投資あるいは援助をおこない、雇用機会を生み出す、いわば、新マーシャルプランのような国際協力を背景とする構想が必要な段階に至っているといえる。……いずれにせよ、現状の目的、位置づけが必ずしも鮮明でない送出国の労働力輸出と先進国の投資、援助の実態を関係国の連携にもとづきより体系的なものに再編成しなければならない。とりわけ、問題の根源のひとつである第三世界の人口抑制については、人口、家族計画、教育制度の充実、産業雇用基盤の計画的整備など

国際協力をともなう総合的な施策が必要だろう。」(桑原 219-220引用)。

おそらくこの意見に対する反論は以下の二点であろう。一つは被援助国が援助国の連携を脅威として受けとめる場合、次いで、援助国の連携そのものが可能であるかどうかという点である。しかし、実はいずれの場合においてもさほど障害とはならないはずである。なぜなら、前者においては実際に被援助国が二国関係を各々の援助国と結んでいるので援助国が連携したとしても脅威とならないだろう。また、後者においても、無駄な財源及び人材を省くという点、被援助国を経済的に援助し、出稼ぎ者を受け入れないという点で共通の目的があるため、容易に連携が可能であろう。ただここで問題なのは、援助国の目的に政治的、文化的侵略の意図が含まれている場合である。こうなれば、被援助国にとっても脅威となり援助国同志の連携も成り立たなくなる。つまり、被援助国の経済的援助を各国が連携して行う場合、政治的、文化的侵略はぜひ回避しなければならない。

現在は、被援助国に対する援助国間の連携の試みの黎明期であるといえよう。なぜなら、欧米先進諸国は、送出国及びその国民に対し、ある事柄を説明し始めている。その事柄とは、先進国での豊かな生活は幻想であるということ、及び、出稼ぎ労働者を受け入れる雇用の余裕がないということである¹⁰⁾。

ところで、今までは、送出国一国に対する二国間援助が自発的に複数存在しているように述べてきた。しかし、もちろん、複数の送出国に対し、受入れ国として一国のみという場合もある。現代のように国が他国に多くを依存する時代においては、複数の被援助国に対し、援助国一国のみが当たっているのを別の先進国が見た時、その事実を見てみぬふりをするということは、国際社会通念上みとめられないであろう。例えば、ドイツが各

国からの出稼ぎ労働者といえる経済難民に苦慮していることがあげられるが、この場合も、ドイツだけの問題ではなく、本来、日本を含めたすべての先進国の社会的な責任問題として捉えていくことが要求されよう。ここにおいては、複数の送出国対複数の援助国という対比が見出だされる。

従って、最終的には、出稼ぎに依存している国にターゲットを絞り、出稼ぎ予防に向けて計画的な援助をする統一の国際機関の設立が望ましい。この場合の国際機関の目的は唯一出稼ぎ労働者送出国、各国の認定並びに有機的な経済的援助にあり、決してその他の目的のための国際協力機関ではない。かつてミュルダールも、援助が個々の政府によって一方的に配分されるのではなく、政府間の機関によって国際的に計画されることの必要性を指摘していた（ミュルダール 325-335参照）。このような目的の国際機関の設立を別の角度から指摘している人々がいる。例えば、梅谷俊一郎は「国連機関を通じて行われるマルチ・バイ方式の援助では、UNDP が事業計画の作成と資金の手当てをし、実施は国連専門機関を総動員して行うという構造になっているので、その地域でどのような協力プロジェクトが企画され、実施されるか、個々の計画の間に重複や遺漏がないかといった調整機能が働いているから世界的規模で協力資源の有効配分が行われる。」と述べている（梅谷 21引用）。また、最上敏樹は、国際機構が、事後的な対応だけではなく、事前予防の機能を含んだ実質的な政策決定機関としての性格を強めることを主張する。1987年に国連事務局に設置された情報調査収集室（ORCI）をあげて、それを単なる情報収集に終わらせず、紛争、難民、飢餓、環境破壊等の予防の具体的措置につなげる必要性を説く（最上 30-31参照）。同様に、いわゆる本来の難民に対して、大量難民を計画的に防止するために、「早期警報システム」の構築への提案もなされて

いる（大西 217参照）。海外出稼ぎの場合も国際機関において計画的な予防的措置が打たれていくべきであろう。いずれの場合も援助国の経済的、人材的負担、出稼ぎ労働者を受け入れたくないという思いの比重の違いはあっても、そのような目的のための国際機関の設立や実施を望んでいる。実際、OECDなどはそのような先進国の集まりであるが、自発的な各援助国の意見の統合というものではない。つまり、個別な援助であり、ひとつのまとまりをもった計画された援助ではないところに問題があるといえよう。

不法就労外国人問題は、一国の福祉国家からすべての国を統合した福祉世界への移行を要求する。換言すれば、ある国が福祉国家となるために、国が積極的に介入して、すべての国民に人間らしい生活が営めるように働き掛けて来たように、国際レベルにおいても世界全体で福祉世界となるために、国家間の協力を積極的に行い、世界中のすべての人々が人間らしい幸福生活を営むという視座に立つ時期がきているといえよう。

4 必要な条件は何か

最後に、以上の方策をスムーズに推進するための前提となる条件を付け加えておく。それを予めふまえてなければ、援助する側と援助される側の相手国との間の関係が悪化する恐れがある。

(1) 民主主義に沿って

途上国にとって、国家経済の立て直しという壮大な目標を掲げた、「人づくり」を始めとする総合的な計画は、政府の経済介入の占める割合が当然高くなってしまふ。そうなると、政府が権力を握り、官僚主義的、全体主義的な傾向になりやすい。それは、フィリピンのマルコス政権を思い出せば容易に想像できるであろう。まず、政治的に民主的な国家でなければ、いくら資金援助をした

ところで、それが真の相手国の国民のために生かされず、一部の特権階級の懐を潤すだけであることは言うまでもない。

そうした前提にたち、次に、その国がどのような経済システムを望んでいるのかが問題になる。資本主義を基盤とするのか、それとも社会主義を基盤とした経済体制にするのか、また、どこの先進諸国の経済体制を一番参考としたいのかという、「モデル」の選択をすることが重要である。それこそ、国民投票をするなり、議会で徹底的に討論するなりして、国としての方向を決定すべきであろう。その上で、その方向に沿った援助の要請を行って初めて、政府は、経済開発への自国の国民の信頼を得ることができる。それとともに、援助の要請のあった国の側も、信頼の上で、相手国の内政に深く関わり、総合的な計画を立案、運営に協力できるであろう。

「経済開発が先住民の従来の生活を破壊する」というODA批判がしばしば聞かれる。鷲見和夫は、ODAによる大規模経済開発計画のために故郷を追い立てられる人々を『開発難民』と呼び、自然的要因ではなく、人為的要因によることを皮肉っている(鷲見 109参照)。しかし、民主主義に基づいたその国の意向の下で、それがどうなのかを見極める必要があるだろう。その点について、小浜の言葉を借りるならば、「物質的な生活水準をとるか、経済開発は遅れても伝統的な生活、伝統社会、美しい自然を維持するかどうかは、ドナーが決めるべきことではなく、途上国の人々が決めるべきことである。」(小浜 164-165引用)。ただし、そこの住民には開発のことが全く知らされずに無理やり進められるひどいケースもある。経済開発を進める場合、一部の人の生活環境が変わらざるを得なくなることは事実であり、ある意味では仕方がない。しかし、その場合でも、政府はその住民の人と話し合いの場をもち、納得のいく説

明をしながら、合意に基づく妥協を促すという努力を怠るべきではない。そうしないと、「経済開発」そのものが、全く拒否されるという誤解を生じる。

(2) 企業進出の規制への国家介入

インフラの整備が進んでくると、民間企業が容易に海外に進出できるようになり、その国の経済発展にかなり貢献できるという側面は確かにあるだろう。しかし、逆に経済格差を促進させ、現地の人々の為にならない側面もある。先進国の企業が途上国に進出する場合、途上国政府が外貨導入を期待し、その進出を歓迎することが多い為、進出への国家の規制が設けられていない。企業の活動は野放し状態であり、いわゆる「自由市場経済」の中で、企業にとってはまさに好都合というわけである。とくに、日本企業の土地、不動産の買い占めは、途上国に限らず、かなり行われていることは有名である。途上国が「土地は日本企業には買わせない。」という態度を示さなければ、民間企業は、自分勝手に企業利益最優先の下に、秩序もなく土地を買いあさる。そのため、そうした行為は、現地の物価を吊り上げ、ますます、経済格差を拡げている。しかも、それは、現地の人ではなく、日本人のための利益になってしまう。例えば、シンガポールの中心地であるオーチャード・ロードが、日本の2つの大手デパートが高い値段でその辺りを買ったため、非常に「地上げ」されたり、街の中心地にプール付きでテニスコートがあるマンションに住んでいるのは、七割以上が日本人の企業戦士のキャンプだという(丸山 参照)。また、インドでは、外貨導入と、公営企業の民営化のために経済自由化政策を推進しようとした矢先に、民間企業の進出により、イスラムの礼拝所としてモスクが破壊されたことをきっかけとして、大規模な宗教暴動が起こった。このため、ある日

本企業の工場建設も一時中断をされ、外出禁止令も出された(朝日新聞1992.12.12参照)。民間企業が、このように、行き過ぎた行動を繰り返して行けば、経済格差が拡大し、及び、「日本の企業だって我々のところに来て十分恩恵を受けている」ということが正当化される理由となり、ますます日本への外国人の出稼ぎの増加に拍車をかけるものになろう。しかも、現地の人の利益にならなければ、日本人との関係は悪化し(今でも十分非難を浴びているが)、暴動ともなりかねない。そうすれば、信頼関係に溝ができ、総合的な計画も円滑に行われなくなる危険も出てくる。そのため、総合的な計画の中に、先進国の民間企業の無秩序な行動を規制することも、含めるべきである。日本政府も、行き過ぎた日本の企業の活動に対して、見過ごさず厳しい態度をとる必要がある。

(3) 送出国の反省

送出国の各国は、政府が主となり、海外出稼ぎを促進、奨励してきており、それを政策の大きな柱として位置づけてきた。バングラデシュなどは、そのための政府機関として、「人材・雇用・訓練局」を1976年に設置したが、そこでは、海外出稼ぎのための人材づくりとして、技能免許コース、実習訓練プログラム等を通じて、わざわざ「質の良い」労働者を海外に送出すということまで行っている(佐々木8参照)。あるいは、「我が国の国民は貴方の国の国民よりも低賃金である」と宣伝する場合もある。政府が、奨励するのは、海外出稼ぎが、国内の余剰労働力の解消及び、外貨獲得に多大な貢献をするからであり、実際に、例えばパキスタンをみても、年間参入労働人口の3分の1が海外で労働していると言われ、外貨送金額は商品輸出額を上まり、国家経済のかなりの部分を支えている(佐々木6参照)。確かに、受入国が、一時的には労働力を吸収することができ、また送

金はてっとり早い外貨獲得という面では非常に送出国にとってみれば、有効であるだろう。フィリピンの海外出稼ぎを送り出す機関である「海外雇用庁」のある長官は、日本に「第二のODA」として、国内の失業率10%を救うのは、日本のフィリピン人労働者の受け入れしかないという(飛鳥33参照)。

しかし、それならば、送出国の国民はずっと海外で働くことを強いられる。また、海外出稼ぎの依存状態を続けていると、「頭脳流出」も懸念される。パキスタンでは、1981年の時点で、配管工、機械オペレーター、塗装工、電気工の海外就労比率は30%を越えたために、短期的ではあるが、国内の熟練労働者不足が生じたという(深町24参照)。フィリピンでも看護婦不足が深刻である。桑原は、送り出し国の課題の一つとして、送出国政府の低賃金を武器に自国労働力を輸出するという発想を改めるべきことをあげているが、(桑原196-199参照)全くそのとおりであろう。そうしないと、かつての植民地の状態と基本的には同じように、いつまでも送出国と受入国の隷属的な関係が続くだけである。送出国の政府こそ、率先して、国内雇用創出に向けて、国民に国家建設のために国内で頑張るように宣伝するなどの努力をしていくべきであり、もはや、海外出稼ぎを積極的な失業策として位置づけるべきではない。さらに、「技能実習制度」等の研修を終えた、熟練者の有効な利用のために、同じ職業の分野に彼らを配置していくことが必要である。

ただし、もちろん、国内の雇用吸収力が急激に高まることは考えにくいので、当面、海外の出稼ぎに依存する状態が続くであろう。「技能実習制度」もある意味ではこの部分を担っている。従って、帰国者を適切に利用していく政策が考えられなければならない。そのためには、送金による貯蓄を生産的な投資へ導くべきであろう。帰国者を

企業家として育成していくプログラムが行われている場合もある。例えば、フィリピンの労働雇用省が、1989年に実施した「パイロットプロジェクト」は、事業を始めたり、拡張する時に、事業についての技術的なことを指導し、市中の金利よりはるかに安い金利で貸し付けるといった資金援助を行うものであった（船場 35参照）。しかし、これのみでは、個人の利益に限定されてしまう恐れもある。それについて、ノエル・ヴァスケスは、韓国が、海外の契約移住を効果的に国の工業化政策に組み込み、労働者の採用と配置は政府が行い、外国為替収入は政府、銀行へ流入し、工業化に必要な施設の購入を可能にしたことを参考にして、「送金を商業ではなく、産業部門へと流入させるためのプログラムを開発すべきであり、とくに新雇用を増大させる可能性がある小規模製造業が望ましい。」という（ノエル 55-56参照）。すなわち、送金が引いては大量の雇用創出へと発展させるような政策を形成することが、送出国の政府に求められているといえよう。

<註>

- 1 駒井洋代表外国人労働者実態調査研究会編『神奈川県外国人労働者実態調査報告書』1991.3 参照。
- 2 マニラの大学を中退し、日本の日雇い労働者の町、寿町で約1年間出稼ぎ。現在は、帰国して雑誌のデザインの仕事をしている。（朝日新聞、1992. 8. 20参照）
- 3 1991年1月外国人法の改正によって、EC以外から来る外国人の規制をより強化し、一方既存の合法的、長期的に滞在している外国人には法的地位の強化と社会的、経済的統合をすすめる方針。フランスは、1974年頃から外国人移住者の入国を制限し、長期滞在の移住労働者の入国87年以降、フランス国内で生まれた者にほぼ自動的にフランスの国籍の取得を認めているが、現行の国籍法を改正すべきか否かという論議も行われている。イギリスは、1971年、移民不拡大の目的で出入国管理令の大部分を整理し、また、81年にはイギリスの香港からの大量の移住者の懸念し、パスポートを持っている者でもイギリスの居住権を失った。
- 4 92年は総費用83億ドルで、これらの国々のODA 総計の25%に匹敵するという。（朝日新聞、1992. 12. 2 参照）
- 5 下平は、外国人移民労働者と社会保障制度に関する実証研究をいくつか紹介している。（下平 1989）
- 6 連邦難民法の第1条第2項第3号において「1948年以降、東欧あるいは南欧諸国の故郷を去ったドイツ国籍を持つ者、またはドイツ民族に属する者」と規定されている。
- 7 花見は、例えば、79条では、国家主権で移民およびその家族を国が受入れ条件、基準を決める権限について影響を与えるものではないという主権を認めつつ、一方、違反して入った人についてはこの条約に服さなければならないという基本的な矛盾を含んでいることを指摘している。（花見 22）
- 8 his own account を自己の計算と邦訳しているが、つまり賃金労働者の雇用を目的としない自営業的なものと解釈される。（国際労働問題シンポジウム「外国人労働者とILO」での質疑応答・討論の中での鈴木宏昌のコメント『大原社会問題研究所雑誌』No 376 (1990. 3), 36 参照）。
- 9 丸尾は「その国が国際収支上の制約から経済の成長と福祉をこれほど厳しく犠牲にするように強いられるのは何故だろうか。現在の世界資本主義の金融制度あるいは国際通貨制度のほうにも問題があるのではないだろうか。」と述べ

ている(丸尾 258引用)

- 10 1990年前後から、不法就労外国人に関するいくつかの実態調査が始まっている。(外人労働者を対象としてその中に不法就労者を含む場合が多い。)例えば、東京都品川労政事務所 1989、総合研究開発機構 1990、駒井洋編筑波大学社会科学系外国人労働者実態調査研究会 1990,1991、東京都立労働研究所 1991、神奈川県労働部労政課 1991など参照。
- 11 これは建前上の目的である。実際、日本政府、中小企業、外国人、日本国民、及び送出国の政府の各々の現在のニーズに合致する考え抜かれた制度といえよう。日本政府にとっては不法就労外国人及びヤミルートの減少、また技術移転という大義名分が成り立つ。中小企業にとっては、合法化された若い労働力が安心して確保でき、しかも低賃金で退職金もいらぬ。外国人にとっても合法的に堂々と働けるとともにお金も十分に稼ぐことができる。さらに日本国民にとっても政府が窓口となり滞在期間等の受入れ枠が制限されているので日本国民の労働市場には影響ないように感じられる。そして送出国の政府にとっては、日本の部分的な受入れが認められたことにより、外貨獲得が期待される。
- 12 小島がアジアから研修員を受け入れた日本の福祉機関の研修指導者にアンケートを行った結果、その7割が研修後のフォローアップの必要性を述べており、個々の機関で可能な限りアフターケアに努力していることが示されている(小島 76参照)。
- 13 労働省職業能力開発局海外協力課 93参照。
- 14 1985年、欧州先進諸国は「亡命・難民・移民政策に関する政府間狭義」を開始したが、それによると、①各国が足並みそろえて、いわゆる経済難民の入国を認めない政策を具体的に実施する、②「保護の必要なし」と判定された人々

を出身国に送り戻す措置を徹底させる、③「先進国に行けば豊かな生活が可能」という幻想を抱かせない方策をとる。

文献目録

- ・朝日新聞 1992. 8. 20
- ・ 同 1992. 12. 2
- ・ 同 1992. 12. 12
- ・ 同 1992. 12. 14～19連載「底冷えの街から－外国人労働者」
- ・飛鳥滋 1990「最近のフィリピン事情」『労政時報』(1990. 11), 30-33.
- ・CW・ドゥ・ヴェンデン 1990「フランスの外国人労働者と労働組合」『大原社会問題研究所雑誌』No. 379. 380 (1990. 6. 7), 28-41.
- ・深町宏樹 1991「パキスタンの海外労働移動」『大原社会問題研究所』No. 389 (1991. 4), 18-33
- ・船場専 1991「ここに技術協力を」『労政時報』(1991. 10)
- ・フリードリッヒ・フェルステンベルグ 1989「外国人労働者－西ドイツの経験」『日本労働協会雑誌』No. 361 (1989. 10), 30-37
- ・花見忠、1992「外国人労働者に関する国の政策と国連条約」『大原社会問題研究所雑誌』No. 402 (1992. 5), 17-25
- ・広瀬清吾 1992「外国人労働者に関する国連条約をめぐって」『大原社会問題研究所雑誌』No. 402 (1992. 5), 29-31
- ・神奈川県労働部労政部 1991『外国人労働者送出国の実情－バングラディッシュ人民共和国並びにフィリピン共和国－』
- ・小島春子 1991「ODAと福祉研修」『社会福祉』日本女子大学人間社会学部社会福祉学科、32 (1991), 65-83
- ・駒井洋 1990『外国人労働者をみる眼』明石書店

- ・駒井洋代表外国人労働者実態調査研究会編1990『日本における外国人労働者の実態 事例および出身国調査を通じて』
- ・駒井洋代表外国人労働者実態調査研究会編1991『神奈川県外国人労働者実態調査報告書』
- ・桑原靖夫 1991『国境を越える労働者』岩波新書
- ・丸尾直美 1971『脱 GNP 時代—人間の復権を求めて』ダイヤモンド社
- ・丸山静雄 1991『アジアの開発と援助—取材50年の体験的考察』新日本出版
- ・最上敏樹 1991「国連の新時代に向けて」『法学セミナー』No. 443 (1991. 11), 28-31.
- ・ミュルダール 1970『福祉国家を越えて』北川一雄監訳、ダイヤモンド社
- ・新島良夫 1992「最近のドイツ労働事情—外国人労働者の新規流入を厳しく抑制」『世界の労働』(1992. 5), 7-18.
- ・日本経済新聞 1994. 11. 5, 14, 19.
- ・ノエル・ヴェスケス 1992「移民労働者の経済的・社会的影響—フィリピンの場合」『日本労働研究雑誌』No. 390 (1992. 6), 43-57
- ・小川めぐみ 1992「データに見る外国人労働者の実態」『国際人流』(1992. 7), 18-25
- ・小浜裕久 1992『ODA の経済学』日本評論社
- ・大西昭 1986「難民早期発見警報システム」『難民問題の学際的研究』御茶の水書房, 217-310.
- ・労働省職業能力開発局海外協力課 1991「新たな外国人研修制度—技能実習制度の実現に向けて」『季刊労働法』164号, 87-94
- ・佐々木聖子 1991「アジアにおける国際労働力移動」『大原社会問題研究所』No. 389 (1991. 4), 1-17
- ・佐藤忍 1989「ガストアルバイター時代の終焉」『大原社会問題研究所雑誌』No. 368 (1989. 7), 19-34
- ・宍戸伴久 1989「ドイツ人移住者の急増が雇用と社会保障に及ぼす影響」『日本労働協会雑誌』No. 363 (1989. 12), 58-60
- ・下平好博 1989「福祉国家と外国人移民労働者—アメリカの経験」『労働調査』(1989. 11)
- ・総合開発機構 1990「V 不法就労者 生活実態調査」『外国人労働者の社会的受容システムに関する研究』
- ・ステイーブン・キャッスルズ 1990「西ヨーロッパにおける外国人労働者と労働組合」『大原社会問題研究所雑誌』No. 379. 380 (1990. 6. 7), 5-15
- ・東京都立労働研究所編 1991『東京都における外国人労働者の就労実態』
- ・東京都品川労政事務所 1989『外国人の雇用に関する意識・実態調査』
- ・梅谷俊一郎 1988. 3「日本の技術協力—労働分野を中心にして」『大原社会問題研究所雑誌』No. 352 (1988. 3), 14-24
- ・鷺鷥見和夫 1989『ODA 援助の現実』岩波新書
- ・山本健児 1989「現下の西ドイツにおける異邦人をめぐる問題(下)」『大原社会問題研究所雑誌』No. 373 (1989. 12), 34-45